

第1回 富士川町新中学校開校検討委員会

令和2年11月10日(火)

午後7時30分～

富士川町役場本庁舎1階会議室

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱について
- 5 委員長及び副委員長の選任
- 6 説明事項
 - (1) これまでの学校統合の経過について・・・・・・・・資料1
 - (2) 第2次学校規模適正化基本方針の概要について・・・資料2
 - (3) 開校までのスケジュールについて・・・・・・・・資料3
- 7 その他
- 8 閉会

富士川町新中学校開校検討委員会委員名簿

(順不同)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	学識経験者(元教育長)	堀 口 広 秋	学識経験者
2	学識経験者(前教育長)	川 手 貞 良	
3	学識経験者(あり方検討会長)	尾 崎 源 武	
4	学識経験者(懇話会会長)	山 本 孝 夫	
5	学校評議員	杉 茂	
6	学校評議員	雨 宮 弥 太 郎	
7	最勝寺区長	功 刀 吉 文	地区の代表者
8	天神中條区長	山 村 新 一	
9	青柳町区長(会長)	渡 邊 正 志	
10	穂積区長	井 上 修	
11	鰻沢中区長	原 田 敏 彦	
12	増穂中学校校長	石 井 泉	各小中学校長
13	鰻沢中学校校長	伊 藤 正 人	
14	増穂小学校校長	樋 口 和 仁	
15	増穂南小学校校長	深 沢 順 美	
16	鰻沢小学校校長	保 坂 晋 也	
17	増穂小学校PTA会長	深 澤 祐 輔	各学校PTAの代表者
18	増穂南小学校PTA会長	豊 田 裕 彦	
19	鰻沢小学校PTA会長	保 坂 一 人	
20	増穂中学校PTA会長	片 田 孝 則	
21	鰻沢中学校PTA会長	大 沢 栄 子	
22	町立保育所連合会長(第5保育所)	秋 山 豊 治	保育所等の保護者の代表者

富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士川町立中学校の統合を円滑に推進するとともに、これに伴い設置する新たな中学校の開校に向けての準備を行うため、富士川町新中学校開校検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校歌、校章等に関する事。
- (2) 学校の教育課程及び学校行事等に関する事。
- (3) P T A等の組織及び運営に関する事。
- (4) 学校の設備及び備品等に関する事。
- (5) 学校の通学体制に関する事。
- (6) 学校の歴史及び伝統の保存に関する事。
- (7) その他開校準備に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地区の代表者
- (3) 各小中学校長
- (4) 各小中学校 P T Aの代表者
- (5) 保育所及び幼稚園の保護者の代表者
- (6) その他教育委員会が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から新たな中学校が開校するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長

が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会を公開により行うことができる。

(部会)

第7条 検討委員会は、第2条に規定する検討事項について必要があると認めるときは、調査検討部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が任命する委員をもって組織する。
- 3 部会に部長及び副部長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 部長は、部会を代表し、部会の結果を検討委員会に報告する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部長が招集し、その議長となる。
- 7 部会の会議には、関係する者が出席し発言することができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

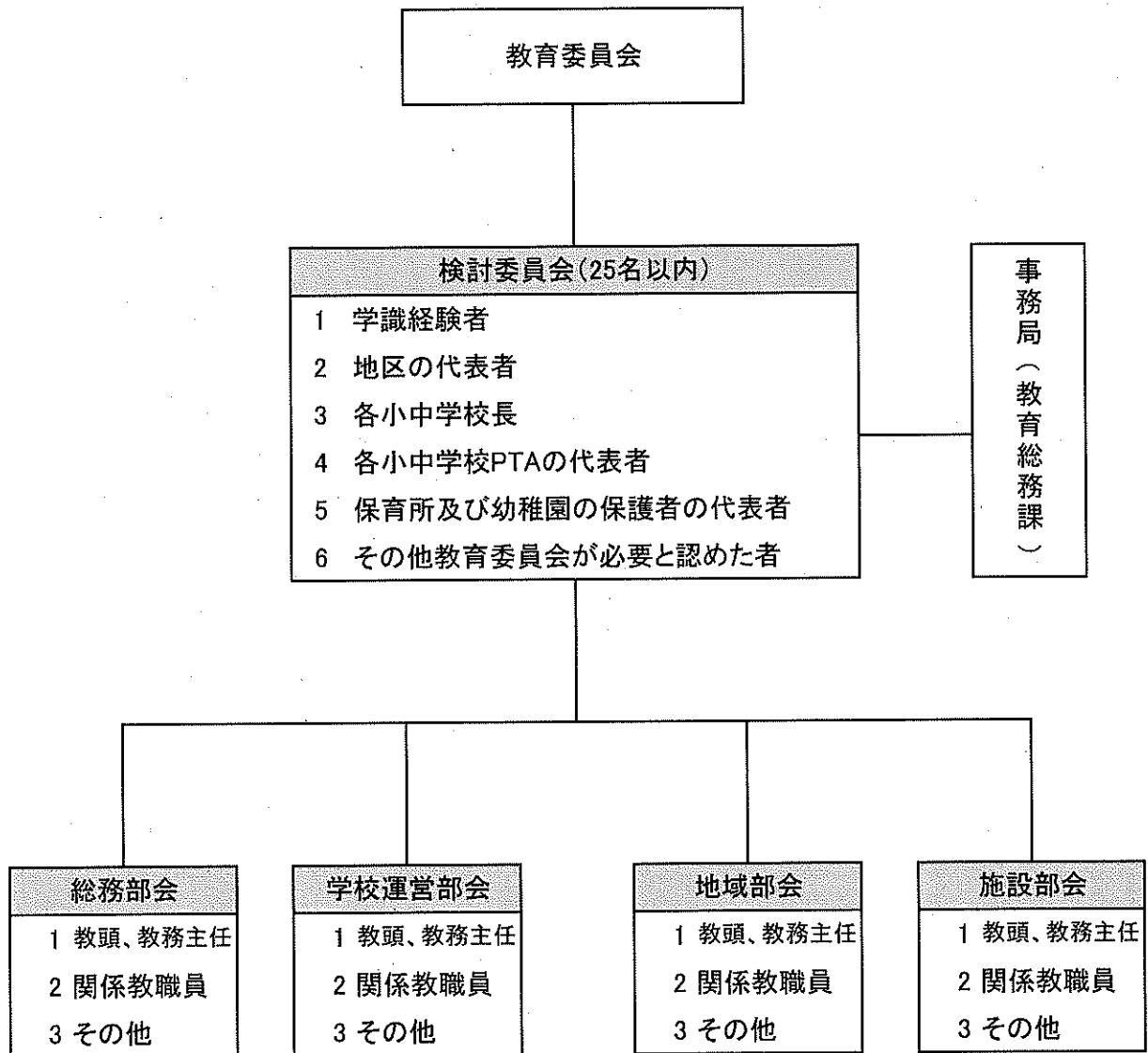
(会議招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる検討委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

◆開校検討委員会の調査検討部会構成及び担当事務

部会構成	担当事務
総務部会	学校の名称等に関すること ① 学校の名称、校歌、校章、校旗 ② 式典行事 ③ その他
学校運営部会	教育課程及び学校行事等に関すること ① 教育目標 ② 教育課程の編成 ③ 学校行事 ④ 生徒会 ⑤ 部活動 ⑥ 学校組織 ⑦ 交流学习 ⑧ 学校運営協議会 ⑨ その他
地域部会	通学体制及び PTA 組織等に関すること ① PTA 組織編制、規約、役員、運営 ② 通学路、通学方法、安全対策等 ③ 制服、体操着等 ④ その他
施設部会	施設設備及び備品等に関すること ① 施設改修、設備等 ② 備品（一般備品、教材備品、学校図書等） ③ 保存文書等 ④ 移転計画等 ⑤ その他

◆開校検討委員会組織図



◆これまでの学校統合の経過

- 平成22年 3月 8日 増穂町、鰯沢町合併 富士川町誕生
- 平成22年 3月31日 五開小学校閉校 鰯沢小学校に統合
- 平成23年11月 富士川町教育委員会 過小規模校(3校)での教育懇談会
- 平成24年 7月11日 富士川町学校適正規模・配置検討委員会の設置(全5回開催)
- 平成25年 3月25日 富士川町学校適正規模・配置検討委員会 答申受領
- 平成25年 6月 富士川町学校規模適正化基本方針の策定
 基本方針：適正規模については、1学年1学級を下限
 適正配置：増穂西小を増穂小に、中部小を鰯沢小に統合
 増穂南小学校は少人数教育の希望児童のため継続配置
 鰯沢小学校は地理的な事情を勘案し継続配置
 中学校は当分の間、現状での配置を継続
- 6月～9月 町議会学校適正配置等調査研究特別委員会設置(5回開催)
- 7月～8月 保護者(中部小・西小)、地区(中部区・平林区)説明会
- 平成26年 3月31日 鰯沢中部小学校閉校 鰯沢小学校に統合
- 平成27年 3月31日 増穂西小学校閉校 増穂小学校に統合
- 平成30年 9月25日 町総合教育会議において議論する
 「今後の富士川町教育のあり方について」
- 平成30年11月19日 富士川町小中学校あり方検討会設置(全5回開催)
- 平成31年 3月22日 富士川町小中学校のあり方基本方針提言書 受領
- 平成31年3月～ 富士川町教育委員会において内容を議論する
- 令和2年7月 「学校適正規模・適正配置のあり方について」
- 令和 元年 8月20日 富士川町小中学校のあり方懇話会の設置(全3回開催)
- 9月～11月 富士川町教育委員会において内容を議論する
 「第2次富士川町学校規模適正化基本方針(案)」
- 11月11日 富士川町小中学校のあり方懇話会の意見書 受領
- 11月19日 富士川町教育委員会において決定する
 「第2次富士川町学校規模適正化基本方針(案)」
- 12月26日 パブリックコメントを実施する
- ～令和2年1月24日 「第2次富士川町学校規模適正化基本方針(案)について」
- 令和 2年 2月 第2次富士川町学校規模適正化基本方針の策定
 基本方針：小学校 1学年1学級を下限「地理的・地域特性を考慮」
 中学校 1学年2学級を下限「協調・社会性を育む必要あり」
 適正配置：増穂・鰯沢小学校は継続配置

増穂南小学校は少人数教育の希望児童のため継続配置
増穂・鯉沢中学校は、新たな中学校として統合

令和 2年	2月10日	第2次富士川町学校規模適正化基本方針を町長へ提出
	2月21日	第2次富士川町学校規模適正化基本方針を議員へ説明
	4月～	町と教育委員会において検討を進める 「学校配置等について」

＜第 2 次富士川町学校規模適正化基本方針の概要＞

1) 教育制度

新たな教育制度も検討するなかで、現状の教育制度を引き続き進め、今後とも小中連携教育を推進していく。

2) 適正規模

＜小学校＞1 学年 1 学級を下限とする。

＜中学校＞1 学年 2 学級を下限とする。

方針：小学校においては、地理的要因や地域の特性を考慮し、また中学校においては協調性や社会性を育む必要性がある

3) 適正配置

＜小学校＞通学距離 概ね 4 km 以内とする。

通学時間 概ね 1 時間以内とする。

＜中学校＞通学距離 概ね 6 km 以内とする。

通学時間 概ね 1 時間以内とする。

小学校の方針：増穂小学校及び鯉沢小学校は、地域性や通学距離・時間を考慮し、継続配置とする。

増穂南小学校は、地域と一体化したコミュニティースクールとして学校運営をしており、少人数教育を希望する児童のためにも継続配置することとし、今後の児童数の推移によっては、統廃校等の検討を行う。

中学校の方針：増穂中学校及び鯉沢中学校は、多様な人間関係を築きながら切磋琢磨し、協調性や社会性を育む機会が確保できる教育環境を整備する必要があることから、両校を統合して、歴史や伝統を併せ持つ新たな中学校として設置する。

◆中学校開校スケジュール(案)

事業	年度		2年度			3年度			4年度			5年度		備考
	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月		
開校検討委員会	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回			定期開催(四半期毎)	
総務部会	第1回												随時開催	
学校の名称、校歌														
学校の校章、校旗														
式典行事(開校、閉校)														
その他													随時開催	
学校運営部会	第1回													
教育目標、教育課程														
学校行事、生徒会														
部活動、学校組織														
交流学习、														
学校運営協議会等														
地域部会	第1回												随時開催	
PTA組織、規約、運営等														
通学路、通学方法等														
制服、体操着等														
施設部会	第1回												随時開催	
施設改修、設備等														
備品(一般、教材、図書)														
保存文書等														
移転計画等														
住民説明会														
保護者説明会														
新中学校開校														